

社会福祉法人 長寿幸元会 役員等報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長寿幸元会 定款第8条・第21条の規程に基づき、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 次に掲げる役員等の報酬額は、下表のとおりとする。

- 1 役員（理事長・理事・監事）
 - 2 評議員
 - 3 評議員選任解任委員
- 2 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償する。但し、費用弁償支給算定については旅費規程及び旅費規程別表1によるものとする。
- 3 職員については適用しない。

(支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償はその都度支給する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

区 分	報 酬
理 事 長	当該法人の事情により理事長業務として必要と認められる職務内容及び勤務日等について、評議員会の承認を得た場合に限りは年間1,500,000円を限度として支給する。
理 事 監 事 評 議 員 評議員選任 解任委員	役員会、監事監査、評議員会、評議員選任解任委員会 1出席当り10,000円を支給する。